

平成23年(2011年)6月28日



埼玉県報

第 2 2 9 9 号
平成 2 3 年 6 月 2 8 日
火 曜 日

目次

規則

- [埼玉県税条例施行規則等の一部を改正する規則\(税務課\)](#)
- [埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則\(森づくり課\)](#)
- [職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則\(任用審査課\)](#)

訓令

- [埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令\(総務給与課\)](#)

告示

- [埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気に関する落札者等の公示\(管財課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [公文書の開示の実施状況の公表\(県政情報センター\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [入西北部土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [県営都市公園\(さきたま古墳公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [指定確認検査機関の指定取消しに関する公示\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県議会広報テレビ番組制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示\(政策調査課\)](#)
- [県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の区域変更\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線の供用開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [県道皆野両神荒川線の供用開始\(秩父県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の設立届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による政治団体の解散届及び収支報告書\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の指定届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の異動届\(選挙管理委員会\)](#)
- [政治資金規正法による資金管理団体の取消届\(選挙管理委員会\)](#)
- [直接請求のための署名収集禁止期間\(選挙管理委員会\)](#)

規則

埼玉県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十七号

埼玉県税条例施行規則等の一部を改正する規則

(埼玉県税条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県税条例施行規則(昭和二十五年埼玉県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の四に次の一号を加える。

四 ゴルフ場利用税又は鉦区税の滞納者に係る徴収金の徴収に関する事務のうち、平成二十三年六月三十日までに滞納処分、換価の猶予又は滞納処分の停止のいずれかがされたものに係る事務(当該滞納処分、換価の猶予又は滞納処分の停止が効力を有する間のものに限る。)

第四十四条の表六十六号の次に次の一号を加える。

六十六の二	軽油引取税徴収猶予通知書(法第四百四十四条の二十九第二項において準用する法第十五条第四項前段の通知書)	別記様式第六十六号の二
-------	---	-------------

別記様式第四号(一)の次に次の一様式を加える。

別記様式第四号（一の二）（個人の事業税）

年度 埼玉県 個人事業税 納税通知書

様

年度	年度	税目	個人事業税	納税番号		所得年	年
業種	課税標準額			税率	税額		
第種	千円			%	円		
区分				納付額	納期限		
				円	年 月 日		
				円	年 月 日		

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び埼玉県条例第31条の規定により課されます。
- 納付の場所については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等
納期限までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによつて延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかです。
- 賦課に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による個人の事業税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
（1） 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問い合わせください。

77 埼玉県

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名		口座番号		合計金額		円	
収納機関番号	納付番号	納付区分	納税番号	所得年	納定事由		
税目コード	納税番号	所得年		納定事由			
県税コード	県税事務所	年度	納期限	年 月 日			

34

納付額	円	延滞金	円	領収日付印
納税者 コ ン ビ ニ エ ン ス ト ア				

（コンビニエンスストア本部控/県税保管）

埼玉県

公

通常払込料金
加入者負担

加入者名		口座番号		合計金額		円	
納付番号	納付区分	納税番号	所得年	納定事由			
納税番号	所得年		納定事由				
所得年	納定事由						
納付額	円						
延滞金	円						
合計金額	円						
納期限	年 月 日						
納期限	年 月 日						
納税者							
年度	領収日付印						
税目	領収日付印						
県税	領収日付印						

（郵便局 納税者）（コンビニエンスストア本部控/金融機関保管）

年度 埼玉県 個人事業税 領収証書

様

年 度	年度	納税番号	
所 得 年	年 区 分		
納 期 限	年 月 日	延滞日数	年 % 日
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日	年 14.6% 日	

領収金内訳

納付額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。
コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は、納期限までに限ります。

埼玉県 県税事務所

領収日付印
（納税者保管）

備考 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。

別記様式第四号(二)を次のように改める。

別記様式第四号（二）（個人の事業税の口座振替用）

年度 埼玉県 個人事業税 納税通知書

様

年度	年度	税目	個人事業税	納税番号	所得年	年
業種	課税標準額		税率	税額		
第種	千円		%	円		
区		分		納付額	納期限	
				円	年 月 日	
				円	年 月 日	
口座振替金融機関番号		口座番号 ()				

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

この税金は、あなたが指定した口座から振り替えますので、預金不足のないようお願いします。

- 課税の根拠
個人の事業税は、地方税法第72条の2及び埼玉県税条例第31条の規定により課されます。
- 延滞金等
納期限までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによつて延滞金が徴収されます。
- 賦課に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による個人の事業税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
（1） 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 振替期日 振替期日は納期の最終日（納期限）です。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問い合わせください。

納付場所	埼玉県指定金融機関 埼玉県指定代理金融機関 埼玉県収納代理金融機関
------	---

別記様式第四号（三の二）の次に次の一様式を加える。

別記様式第四号（三の三）（不動産取得税）

年度 埼玉県 不動産取得税 納税通知書

様

年度	年度	税目	不動産取得税	納税番号	
課税標準額		税率	税額	納付すべき税額	
千円		%	円	円	
千円		%	円		
住宅用土地等の軽減済額		円	納期限	年 月 日	
不動産の種類		不動産の所在地			

上記のとおり納めてください。

年 月 日 埼玉県 県税事務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠
不動産取得税は、地方税法第73条の2及び埼玉県条例第32条の規定により課されます。
- 納付の場所については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等
納期限までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによつて延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかです。
- 賦課に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による不動産取得税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁判の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁判を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
（1） 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
（3） その他裁判を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁判を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問い合わせください。

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書 不動産取得税

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	納税事由	
照会コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

納付書 不動産取得税（原行）

（払込金受領証）

加入者名	口座番号	納付番号	納税番号	請求事由
税額	延滞金	合計金額	納期限	年 月 日
納税者	納税者	納税者	納税者	納税者

34

税額	円	延滞金	円
納税者	領収日付印		

税額	円	延滞金	円
納税者	領収日付印		

（コンビニエンスストア本部控/県税保管）

（郵便局 納税者）（コンビニエンスストア本部控/金融機関保管）

備考 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。

年度 埼玉県 不動産取得税 領収証書

様

年度	年度	納税番号	
納期限	年 月 日	延滞日数	年 % 日
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日		年 14.6% 日

郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。
コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は、納期限までに限ります。

埼玉県 県税事務所

領収金内訳

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

（納税者保管）

別記様式第四号（四）を次のように改める。

別記様式第四号（四の三）附表を次のように改める。

別記様式第四号（四の三）附表

大口一括分納付内訳書

宛 名 番 号	住 所（所 在 地）	氏 名（名 称）

番号	登録番号	税額(税率)	車台番号

番号	登録番号	税額(税率)	車台番号

車台番号欄の右側欄外に**印のあるものは、自動車税納税通知書の発付時点で昨年度以前の自動車税が未納のため、一括納付後に送付する予定の納税証明書は使用できません。

昨年度以前の未納の自動車税を納付し、別途納税証明書の交付を受けてください。

納税証明書発行可能件数 件
納税証明書発行不可件数 件

合計件数	合計税額

別記様式第四号（五）の次に次の一様式を加える。

別記様式第四号（五の二）（鉱区税）

年度 埼玉県 鉱区税 納税通知書

様

年度	年度	税目	鉱区税	納税番号	
鉱業権登録番号		対象年	年	納期限	年月日
課税標準	百アル	税率 (百アルごと)	円	税額	円

上記のとおり納めてください。

年月日 埼玉県 税務所長 印

納税のときは、この通知書を持参してください。

- 課税の根拠
鉱区税は、地方税法第178条及び埼玉県税条例第56条の規定により課されます。
- 納付の場所については、裏面を御覧ください。
- 延滞金等
納期限までに税金を納付しなかつた場合においては、督促及び滞納処分が行われるほか、地方税法の定めるところによつて延滞金が徴収されます。
- 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかです。
- 賦課に不服がある場合の救済方法
この納税通知書による鉱区税の賦課に不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を經由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、
（1） 審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき
（2） 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
（3） その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- その他不明な点がありましたら、県税事務所にお問い合わせください。

77 埼玉県 公 通常払込料金加入者負担

領収済通知書 鉱区税

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	対象年	課税事由
照税コード	照税事務所	年度	納期限
		年月日	

34

税額	円	延滞金	円	領収日付印
納税印				

(県税事務所保管)

埼玉県 公 通常払込料金加入者負担

納付書 鉱区税 (原符)

(払込金受領証)

加入者名	口座番号	合計金額	円
納付番号	確認番号	納付区分	
納税番号	対象年	課税事由	
延滞金	円	合計金額	円
納期限	年月日	延滞金特例基準割合等の末日	年月日
納税者	領収日付印		
年度	税目	照税	

(郵便局 納税者) (金融機関保管)

年度 埼玉県 鉱区税 領収証書

様

年度	年度	納税番号	
対象年	年	鉱業権登録番号	
納期限	年月日	延滞日数	年 % 日
延滞金特例基準割合等の末日	年月日		年 14.6% 日

郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は、納期限までに限ります。

埼玉県 税務所

領収金内訳

税額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管)

備考 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。

別記様式第四号の四（一）を次のように改める。

別記様式第四号の四（一）（個人の事業税の第二期用）

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書 個人事業税

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	所得年	調定事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

第2期納付額	円	延滞金	円
--------	---	-----	---

納税者
コンビニ収納

領収日付印

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

埼玉県 納付書 公 通常払込料金 加入者負担

(払込金受領証) 個人事業税 (原符)

加入者名	口座番号
納付番号	納税番号
所得年	調定事由
第2期納付額	円
延滞金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日

納税者

年度	領収日付印
税目	
県税	

切り取らないでお出しください

(郵便用 納税者) (コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)

埼玉県 個人事業税 領収証書

様

年度	年度	納税番号	
所得年	年	区分	
納期限	年 月 日	延滞日数	年 % 日
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日		年 14.6% 日

領収金内訳

第2期納付額	円
延滞金	円
合計金額	円

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管)

郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。
コンビニエンスストア・ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は、納期限までに限ります。

埼玉県 県税事務所

別記様式第四号の五(二の二)の次に次の様式を加える。

別記様式第四号の五（二の三）（法人の県民税・事業税、地方法人特別税、自動車税以外の税目）

77 埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

領収済通知書 税

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	納税番号	期(月)別	調定事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

税額	円	延滞金	円
過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円

領収日付印

納税者
コンビニ収納

(コンビニエンスストア本部控/県税保管)

埼玉県 公 通常払込料金 加入者負担

納付(入)書 税 (原符)

(払込金受領証)

加入者名	口座番号
納付番号	納税番号
期(月)別	調定事由
税額	円
延滞金	円
過少・不申告加算金	円
重加算金	円
合計金額	円
納期限	年 月 日
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日

納税者

年度	領収日付印
税目	
県税	

切り取らないでお出しください

(郵便局 納税者/コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)

埼玉県 税 領収証書

様

年 度	年 度	納 税 番 号	
納 期 限	年 月 日	延 滞 日 数	年 % 日
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日		年 14.6% 日
納付指定日	年 月 日		年 % 日

納付場所等については裏面を御覧ください。
郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。
コンビニエンスストアでの納付は納付指定日までに限ります。
ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は納期限までに限ります。

埼玉県 税事務所

領収金内訳

税 額	円	
延 滞 金	円	
加 算 金	過少申告加算金	円
	不申告加算金	円
	重加算金	円
合 計	円	

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

領収日付印

(納税者保管)

- 備考
- 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。
 - 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかをいう。

別記様式第四号の五（四）の次に次の一様式を加える。

別記様式第四号の五（五の二）の次に次の様式を加える。

別記様式第四号の五（五の三）（自動車取得税、自動車税）

77	埼玉県	公	通常払込料金 加入者負担
領収済通知書 税			
加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	登録番号	課税相当年度	調定事由
県税コード	県税事務所	自動車税	年度
納期限		年 月 日	
34			
税額	円	延滞金	円
納税者	領収日付印		
コンビニ収納			

（コンビニエンスストア本部控/県税保管）

埼玉県 納付書	公	通常払込料金 加入者負担
税（原符）		
（払込金受領証）		
加入者名	口座番号	
納付番号	登録番号	
課税相当年度	調定事由	
税額	円	
延滞金	円	
合計金額	円	
納期限	年 月 日	
延滞金特例基準割合等の末日	年 月 日	
納税者		
年度	領収日付印	
税目		
県税		
延滞日数	年 % 日	
	年 14.6% 日	

（郵便局 納税者）（コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管）

埼玉県 税 領収証書			
登録番号（車のナンバー）	課税年度	課税相当年度	調定事由
納期限			年 月 日
税額（税率）			円
延滞金			円
合計			円
延滞日数			年 % 日
			年 14.6% 日
延滞金特例基準割合等の末日			年 月 日
納付指定日			年 月 日
延滞日数			年 % 日
			年 14.6% 日

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

納付場所等については裏面を御覧ください。
郵便局窓口では、本片に領収印は押印されず、左片の納付書が領収証書に代えて交付されます。
コンビニエンスストアでの納付は納付指定日まで
に限りです。
ゆうちょ銀行・郵便局の窓口での納付は納期限ま
でに限りです。

埼玉県自動車税事務所

領収日付印
(納税者保管)

- 備考 1 裏面には納付の場所を記載し、交付すること。
2 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかをいう。

別記様式第四号の五（六）及び別記様式第四号の五（六の二）を削る。

別記様式第九号の二の三中「減額する額」を「今回減額する額」に改める。

別記様式第十号（四）の次に次の一様式を加える。

別記様式第十号（五）

県税還付（充当）通知書

住所・氏名（所在地・名称）
様

下記のとおり還付（充当）したので
通知します。

年 月 日

埼玉県 税事務所長 印

記

事務所	
過誤納事由	

年度	税目	納税(登録)番号	事業年度等	
正当額	税額	延滞金	加算金	重加算金

還付

納付（入）日	税額	延滞金	加算金	重加算金	計
還付額計					(イ)

還付加算金額	(ロ)
--------	-----

充当

県税	年度	事業期間	税額	延滞金	加算金	重加算金	計
税目	納税(登録)番号	充当適状日					
充当額計							(ハ)

(ニ) 支払金額	
(イ) + (ロ) - (ハ)	

備考 裏面には、この還付（充当）について不服がある場合における救済の方法、取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載し、交付すること。

別記様式第十四号(一)の次に次の一様式を加える。

別記様式第十四号（一の二）（法人の県民税・事業税、地方法人特別税、自動車税以外の税目）

<p>埼玉県 公</p> <p>領収済通知書 税</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>合計金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>税目コード</td> <td>納税番号</td> <td>期(月)別</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>県税コード</td> <td>県税事務所</td> <td>年度</td> <td>納期限 年 月 日</td> </tr> </table> <p>34</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td>延滞金</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><small>過少申告・不申告加算金</small></td> <td>円</td> <td>重加算金</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>領収日付印</p> <p style="text-align: right;"><small>(コンビニエンスストア本部控/県税保管)</small></p>	加入者名	口座番号	合計金額	円	収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	税目コード	納税番号	期(月)別	調定事由	県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日	税額	円	延滞金	円	<small>過少申告・不申告加算金</small>	円	重加算金	円	<p>埼玉県 公</p> <p>納付(入)書 税 (原符)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>納税番号</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>期(月)別</td> <td>調定事由</td> </tr> <tr> <td>税額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td><small>過少・不申告加算金</small></td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加算金</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計金額</td> <td>円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td><small>延滞金特例基準割合等の末日</small></td> <td>年 月 日</td> <td></td> </tr> </table> <p>納税者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>年度</td> <td>領収日付印</td> </tr> <tr> <td>税目</td> <td></td> </tr> <tr> <td>県税</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><small>(コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)</small></p>	加入者名	口座番号	納税番号	納付番号	期(月)別	調定事由	税額	円		延滞金	円		<small>過少・不申告加算金</small>	円		重加算金	円		合計金額	円		納期限	年 月 日		<small>延滞金特例基準割合等の末日</small>	年 月 日		年度	領収日付印	税目		県税		<p>埼玉県 税 督促状兼領収証書</p> <p style="text-align: center;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>年 度</th> <th>年 度</th> <th>納 税 番 号</th> <th></th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年 月 日</td> <td rowspan="2">延 滞 日 数</td> <td>年 % 日</td> </tr> <tr> <td><small>延滞金特例基準割合等の末日</small></td> <td>年 月 日</td> <td>年 14.6% 日</td> </tr> <tr> <td>納付指定日</td> <td>年 月 日</td> <td></td> <td>年 % 日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">納付場所等については裏面を御覧ください。 上記のとおり滞納となつているので至急納めてください。 この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。 コンビニエンスストアでの納付は納付指定日までに限ります。 ゆうちょ銀行・郵便局の窓口では納めることはできません。 埼玉県 税事務所長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>領収日付印</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;"><small>(納税者保管)</small></p>	年 度	年 度	納 税 番 号						納 期 限	年 月 日	延 滞 日 数	年 % 日	<small>延滞金特例基準割合等の末日</small>	年 月 日	年 14.6% 日	納付指定日	年 月 日		年 % 日	領収日付印
加入者名	口座番号	合計金額	円																																																																												
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																																												
税目コード	納税番号	期(月)別	調定事由																																																																												
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日																																																																												
税額	円	延滞金	円																																																																												
<small>過少申告・不申告加算金</small>	円	重加算金	円																																																																												
加入者名	口座番号	納税番号																																																																													
納付番号	期(月)別	調定事由																																																																													
税額	円																																																																														
延滞金	円																																																																														
<small>過少・不申告加算金</small>	円																																																																														
重加算金	円																																																																														
合計金額	円																																																																														
納期限	年 月 日																																																																														
<small>延滞金特例基準割合等の末日</small>	年 月 日																																																																														
年度	領収日付印																																																																														
税目																																																																															
県税																																																																															
年 度	年 度	納 税 番 号																																																																													
納 期 限	年 月 日	延 滞 日 数	年 % 日																																																																												
<small>延滞金特例基準割合等の末日</small>	年 月 日		年 14.6% 日																																																																												
納付指定日	年 月 日		年 % 日																																																																												
領収日付印																																																																															

領収金内訳

税 額	円	
延 滞 金	円	
加算金	<small>過少申告加算金</small>	円
	<small>不申告加算金</small>	円
	<small>重加算金</small>	円
合 計	円	

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
2 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかをいう。

別記様式第十四号(二)の次に次の様式を加える。

別記様式第十四号（二の二）（法人の県民税・事業税、地方法人特別税）

埼玉県 法人県民税・事業税 公 地方法人特別税

領収済通知書

加入者名	口座番号	合計金額	円
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分
税目コード	法人番号	事業年度始期	調定事由
県税コード	県税事務所	年度	納期限 年 月 日

34

県民税	税額	円	延滞金	円	領収日付印
事業税・特別税	税額	円	延滞金	円	
	過少申告・不申告加算金	円	重加算金	円	
納税者					

（県税事務所保管）

埼玉県 法人県民税 公 事業税 地方法人特別税 (原符)

加入者名

加入者名	口座番号	納付番号	法人番号	事業年度始期	調定事由	税額	円
						延滞金	円
						過少・不申告加算金	円
						重加算金	円
						合計金額	円
						納期限	年 月 日
						延滞金特別基準割合等の末日	年 月 日
納税者							領収日付印
年度							
税目							
県税							

（金融機関保管）

埼玉県 法人県民税・事業税、地方法人特別税 督促状兼領収証書

様

年度	年度	法人番号	
事業年度始期		調定事由	
納期限	年 月 日	延滞日数	年 % 日
指定納期限	年 月 日		年 14.6% 日
	年 月 日	延滞金特別基準割合等の末日	年 % 日
納付指定日	年 月 日		

納付場所等については裏面を御覧ください。
上記のとおり滞納となつているので至急納めてください。
この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。
ゆうちょ銀行・郵便局の窓口では納めることはできません。

埼玉県 県税事務所長

領収金内訳

法人県民税	税額	円
	延滞金	円
	計	円
法人地	税額	円
事業法	延滞金	円
税人加	過少申告	円
・特別	加算金	円
税	不申告	円
	加算金	円
	重加算金	円
	計	円
合計		円

延滞金は納付指定日現在の計算です。

上記のとおり領収しました。

領収日付印

（納税者保管）

- 備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
2 延滞金特別基準割合等とは、延滞金特別基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかをいう。

別記様式第十四号(三)の次に次の一様式を加える。

別記様式第十四号（三の二）（自動車取得税、自動車税）

<input type="checkbox"/> 埼玉県	<input type="checkbox"/> 公	
領収済通知書 税		
加入者名	口座番号	合計金額 円
収納機関番号	納付番号	確認番号 納付区分
税目コード	登録番号	課税相当年度 調定事由
県税コード	県税事務所	自動車税 年度 納期限 年 月 日
34		
税額 円	延滞金 円	領収日付印
納税者	コンビニ収納	
(コンビニエンスストア本部控/県税保管)		

<input type="checkbox"/> 埼玉県 納付書	<input type="checkbox"/> 公	
税 (原符)		
加入者名	口座番号	
納付番号	登録番号	
課税相当年度	調定事由	
税額 円	延滞金 円	合計金額 円
納期限 年 月 日	延滞金特例基準割合等の末日 年 月 日	
納税者		
年度	税目	領収日付印
延滞日数	年 % 日	
	年 14.6% 日	
(コンビニエンスストア店舗控/金融機関保管)		

埼玉県	税	督促状兼領収証書
登録番号(車のナンバー)	課税年度	課税相当年度 調定事由
納期限 年 月 日		
税額(税率) 円		
延滞金 円		
合計 円		
延滞日数 年 % 日		
年 14.6% 日		
納付指定日 年 月 日		
延滞金特例基準割合等の末日 年 月 日		
納付場所等については裏面を御覧ください。 この督促状は 月 日現在で納税が確認できない方に送付しておりますので、行き違いに納税された方は御容赦ください。 コンビニエンスストアでの納付は納付指定日までに限りません。 ゆうちょ銀行・郵便局の窓口では納めることはできません。 埼玉県自動車税事務所長		
上記のとおり領収しました。		
領収日付印 (納税者保管)		

- 備考 1 裏面には、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されない場合の措置、この通知に不服がある場合における救済の方法並びに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者及び出訴期間等を記載し、交付すること。
- 2 延滞金特例基準割合等とは、延滞金特例基準割合又は延滞金年7.3%のいずれかをいう。

別記様式第十九号(三)を次のように改める。

別記様式第十九号（三）

収入証紙貼付欄

納 税 証 明 書 交 付 請 求 書		年 月 日
(宛先) 埼玉県	税事務所長	
納 税 者 又 は 特 別 徴 収 義 務 者	住 所 又 は 所 在 地 〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> - <input type="text"/> 氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	代 理 人 住 所 氏 名
使 用 目 的 (番号を で囲んでください。)	1 入札参加資格審査申請（申請先：埼玉県・その他） 2 建設業許可申請・更新、事業年度終了報告書提出 3 資金借入申請 4 酒類販売業免許申請 5 公益法人認定申請 6 自動車の名義変更、所有権解除、売買、下取り 7 その他（ ）	
請 求 枚 数	枚	納 税 番 号
証 明 事 項 (番号を で囲み、必要事項 を記入してください。)	1 滞納額がない ことの証明	(1) 県税（個人県民税を除く。） (2) 自 動 車 税 登録番号 大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・埼
	2 税額等の証明	(1) 法 人 県 民 税 事業年度等 年 月 日 から 年 月 日まで
		(2) 法 人 事 業 税 事業年度等 年 月 日 から 年 月 日まで
		・ 地 方 法 人 特 別 税 事業年度等 年 月 日 から 年 月 日まで
		事業年度等 年 月 日 から 年 月 日まで
	(3) 個 人 事 業 税 所得年 (年所得、 年所得、 年所得、 年所得)	
	(4) 自 動 車 税 登録番号 大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・埼	
3 その他の証明		

- 注意
- 1 法人が請求するときは、法人の代表者印を押印してください。
 - 2 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
 - 3 最近納付（入）した場合には、領収証書を持参してください。
 - 4 交付手数料は、1税目・1年度（事業年度）・1枚につき 円です。ただし、法人事業税及び地方法人特別税は1税目とみなします。
 - 5 印の欄は、記入しないでください。
 - 6 運転免許証、健康保険証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。
 - 7 複数の自動車税について証明書が必要なときは、別の用紙等に登録番号を記載して添付してください。

別記様式第二十七号の七を次のように改める。

別記様式第二十七号の七

年 月 日

所在地

法人名

代表者氏名

様

埼玉県

県税事務所長



法人の県民税・法人の事業税・地方法人特別税 更正
決 定

法人の事業税・地方法人特別税の 過少申告
不申告 加算金決定
重

通知書（納額告知書）

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税			
摘 要	課税標準	税 率	税 額
所得割	所得金額総額	円	
	年400万円以下の金額		/ 100 円
	年400万円を超え年800万円以下の金額 又は年400万円を超える金額		/ 100
	年800万円を超える金額		/ 100
	計		
付加割	軽減税率不適用法人の金額		/ 100
	付加価値額総額		
	付加価値額		/ 100

県 税		法人番号	
事業年度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申告基準日		年 月 日	
申告納付期	県民税	年 月 日	
	事業税	年 月 日	
確定申告書提出年月日		年 月 日	
修正申告書提出年月日		年 月 日	
県 民 税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額に係る 法人税額の特別控除額			
みなし配当の25%相当額の控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は 個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所 を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	

資本割	資本金等の額総額			
	資本金等の額		/ 100	
収入割	収入金額総額			
	収入金額		/ 100	
合計事業税額				
仮装経理に基づく事業税額の控除額				
既に納付の確定した当期分の事業税額				
租税条約の実施に係る事業税額の控除額				
差引過不足事業税額				
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
地方法人特別税				
摘	要	課税標準	税率	税額
所得割に係る地方法人特別税額		円	/ 100	円
収入割に係る地方法人特別税額			/ 100	
合計地方法人特別税額				
仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額				
既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額				
租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額				
差引過不足地方法人特別税額				
減少する地方法人特別税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額				
減少する地方法人特別税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額				
過少(不)申告加算金				
重加算金				
延滞金の控除期間				対象外税額
県民税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで		
事業税特別税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで		
指定納期限	年月日			

法人税割額		ア又はイ × $\frac{\quad}{100}$	
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
利子割額の控除額			
差引法人税割額			
既に納付の確定した当期分の法人税割額			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
過不足法人税割額			
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数		ウ 月
	均等割額		円 × $\frac{\quad}{12}$
	既に納付の確定した当期分の均等割額		
	過不足均等割額		
過不足県民税額			
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
利子割額に関する計算	利子割額(控除されるべき額)		
	控除した金額		
	控除することができなかつた金額		
	既に還付を請求した利子割額		
既還付請求利子割額が過大である場合の納付額			
分割基準	事業税		県民税
	従業者の数・固定資産の価額		従業者の数
	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数		
本県			
総数			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この納税通知書を受け取つた日の翌日から起算して60日以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3か月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第四十四号を次のように改める。

別記様式第四十四号

受付印	処理事項	一覧表	入力確認	精査検算	調定事由	納税番号
年 月 日 (宛先) 埼玉県 税事務所長	特 義 住 所					
	別 務 氏 名	(印)				
	徴 収 者 (法人名及び代表者氏名)					
	ゴ ル フ 場 所 在 地					
	フリガナ 名称					
電話番号	自宅	()	経営施設	()		

年 月分ゴルフ場利用税納入申告書

区 分	課税標準の総数 (利用人員)	税 率	税 額 ×		
通 常 の 利 用 (A)					
特 定 利 用 の 適 用 分					
	小計 (B)				
軽減税率の適用を受ける競技会に出場する選手の利用 (C)					
計 (A) + (B) + (C)					
非課税規定に該当した者の内訳	18歳未満の者	70歳以上の者	障 害 者	国民体育大会	教 育 活 動
	人	人	人	人	学生、生徒、児童 引率の教員
	人	人	人	人	人

- 注意
- 1 記載事項を変更したときは、必ず訂正印を押してください。
 - 2 毎月15日までに必ず申告してください。15日を過ぎますと不申告加算金がかかります。
 - 3 印の欄は、記入しないでください。

別記様式第六十一号(一)から別記様式第六十一号(三)までを次のように改める。

別記様式第六十一号（一）

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

		交 付 番 号 第 号
登録番号		
車台番号 (下10桁)		
有効期限		
<p>上記については、自動車税の滞納がないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>埼玉県 税事務所長 印</p>		

別記様式第六十一号（二）

自動車税納税証明書
（継続検査・構造等変更検査用）

登録番号（車のナンバー）
車台番号（下10桁）
有効期限

上記については、自動車税の滞納がないことを証明します。

継続検査又は構造等変更検査（車検）に必要ですから、車検証と一緒に大切に保管してください。

次の場合は、証明書として使用できません。

- 1 登録番号及び車体番号の欄に*があるもの
- 2 領収日付印がないもの

埼玉県自動車税事務所長 印

領 収 日 付 印	
-----------------------	--

（納税者保管）

別記様式第六十一号（三）

自動車税納税証明書
（継続検査・構造等変更検査用）

登 録 番 号
車 台 番 号 （ 下 1 0 桁 ）
有 効 期 限

上記については、自動車税の滞納がないことを証明します。

埼玉県自動車税事務所長 印

登録番号及び車台番号の欄に*印のあるものは、証明書として使用できません。

別記様式第六十一号(三)の次に次の様式を加える。

別記様式第六十一号（四）

埼 玉 県

自動車税納税証明書（継続検査・構造等変更検査用）

次のとおり自動車税の滞納がないことを証明します。

登 録 番 号		確 認 印 欄
車 台 番 号 （ 下 1 0 桁 ）		
有 効 期 限		

別記様式第六十六号の次に次の一様式を加える。

軽油引取税徴収猶予通知書

年 月 日

様

埼玉県 税事務所長 印

次のとおり徴収猶予したので、地方税法第144条の29第2項において準用する地方税法第15条第4項前段の規定により通知します。

徴収猶予する税額						
年度	納税番号	(調定事由) 行為月	税額	徴収猶予 申請額	徴収猶予期間	徴収猶予後の 納入の方法
			円	円	年月日から 年月日まで	
					年月日から 年月日まで	
					年月日から 年月日まで	
					年月日から 年月日まで	
					年月日から 年月日まで	
					年月日から 年月日まで	
					年月日から 年月日まで	
以上のほか、法律によつて納付すべき延滞金は、本税納入の際に納付すること。						
備考						

(埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十三年埼玉県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条の四の改正規定中「を第二号」の下に「とし、第四号を第三号」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

2 改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県規則第四十八号

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和五十二年埼玉県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下この項において同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けたものが東日本大震災の後平成二十八年三月三十一日までに貸付けを受ける貸付金に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	十年以内	十三年以内
第二条第一項第一号及び第三号から第六号まで	十二年以内	十五年以内
第二条第一項第二号	十五年	十八年
第二条第二項	三年	六年
	五年	八年

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。この場合において、同日から埼玉県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（平成二十三年埼玉県規則第四号）の施行までの間における同項の規定の適用については、同項の表中「第六号まで」とあるのは、「第五号まで」とする。

規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則一三 四二

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三 一八）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

6 平成二十三年七月一日から平成二十三年十月三十一日までの間は、第十一条第一項第七号中「六月から九月までの期間内」とあるのは「六月から九月までの期間内（東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により被災した地方公共団体からの要請に基づき、六月から九月までの期間のうち長期間にわたり被災地での支援業務に従事する職員について、任命権者が特に必要と認め委員会の承認を得た場合には、六月から十月までの期間内）」とする。

附 則

この規則は、平成二十三年七月一日から施行する。

訓令

埼玉県人事委員会訓令第五号

埼玉県人事委員会事務局

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

埼玉県人事委員会事務決裁規程（昭和四十六年埼玉県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三の一職員の勤務条件等に関する事務の項事務局長専決事項の欄中16を17とし、11から15までを12から16までとし、10の次に次のように加える。

11 勤務時間規則附則第六項に規定する承認をすること。

附則

この訓令は、平成二十三年七月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七七七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県庁舎及びその敷地内で使用する電気 予定使用電力量13,100,000キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年5月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エネット 東京都港区芝公園2丁目6番3号
- 5 落札金額
214,050,999円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成23年4月15日

告 示

埼玉県告示第七百七十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十三年六月二十二日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人都市づくりNPOさいたま
- 三 代表者の氏名
窪 田 陽 一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市緑区芝原二丁目十六番地二十一
- 五 定款に記載された目的
本法人は、さいたま市およびその周辺地域において、まちづくりに関する様々な課題に取り組むために、建築、土木、都市計画、環境、産業経済、等の専門的な立場から活動及び支援を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七七七十九号

埼玉県情報公開条例（平成十二年埼玉県条例第七十七号）第三十二条の規定により、平成二十二年度の公文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

請求及び申出の受付件数及び処理件数

実施機関	受付区分	受付件数			平成22年度処理件数					平成23年3月末現在未処理件数
		平成22年度受付件数	前年度からの繰越件数	計	開示	部分開示	不開示	取下げ	計	
知事	請求	8,091	133	8,224	2,133	5,657	230	81	8,101	123
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8,091	133	8,224	2,133	5,657	230	81	8,101	123
教育委員会	請求	316	17	333	88	134	28	77	327	6
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	316	17	333	88	134	28	77	327	6
選挙管理委員会	請求	451	0	451	31	316	91	0	438	13
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	451	0	451	31	316	91	0	438	13

人事委員会	請求	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	0	1	0	1	0
監査委員	請求	4	0	4	4	0	0	0	4	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4	0	4	4	0	0	0	4	0
労働委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	請求	1	0	1	0	1	0	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	1	0	0	1	0

内水面漁場 管理委員会	請求	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公営企業 管理者	請求	12	0	12	8	2	1	1	12	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	12	0	12	8	2	1	1	12	0
病院事業 管理者	請求	47	0	47	15	24	8	0	47	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	47	0	47	15	24	8	0	47	0
下水道事 業管理者	請求	40	0	40	19	16	3	2	40	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	40	0	40	19	16	3	2	40	0

地方独立 行政法人	請求	1	0	1	0	0	1	0	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	0	1	0	1	0
公安委員会	請求	1	0	1	0	0	0	1	1	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	0	0	0	1	1	0
警察本部長	請求	669	0	669	180	434	49	6	669	0
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	669	0	669	180	434	49	6	669	0
合計	請求	9,634	150	9,784	2,478	6,584	412	168	9,642	142
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	9,634	150	9,784	2,478	6,584	412	168	9,642	142

注 1 「請求」とは埼玉県情報公開条例第 7 条に規定するものからの請求をいい、「申出」とは同条例第 2 1 条第 1 項に規定するものからの申出をいう。

注 2 件数は、公文書の件数である。

告 示

埼玉県告示第七百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
おかもと腎クリニック	岡本 憲一	桶川市泉2-19-50 東急桶川ビレッジ1F	平成23年5月1日
みち眼科クリニック	高野 倫子	所沢市宮本町1-15-6 愛善会ビル2F	平成23年4月1日
坂戸訪問診療所	医療法人社団 慈悠会	坂戸市本町13-3-307	平成23年5月1日
医療法人社団 圭陽会 白岡ファミリークリニック	医療法人社団 圭陽会	南埼玉郡白岡町小久喜200-1	平成23年5月1日
志木駅前眼科	医療法人社団 喜恵会	新座市東北2-30-15 川島屋ビル1階	平成23年6月1日
ララガーデン川口クリニック	医療法人 みのり	川口市宮町18-9 ララガーデン川口1階1150号	平成23年5月1日
医療法人 仁心会 越谷ハートフルクリニック	医療法人 仁心会	越谷市川柳町3-50-1	平成23年5月1日
八代耳鼻咽喉科	八代 利伸	川口市西川口2-2-1 新堀ビル102	平成23年5月1日
医療法人 学真会 しんとこ耳鼻咽喉科医院	医療法人 学真会	所沢市松葉町24-9 拓植ビル2F	平成22年9月1日
荻原医院	石郷岡 聡	秩父郡横瀬町横瀬4346	平成23年5月5日
武蔵藤沢セントラルクリニック	医療法人社団 尊和会	人間市下藤沢375-1	平成23年5月1日
医療法人社団 春光会 ふれあい橋クリニック	医療法人社団 春光会	北葛飾郡松伏町上赤岩841-1	平成23年5月1日
医療法人 秀志会 たなか整形外科クリニック	医療法人 秀志会	志木市幸町4-3-18	平成23年5月1日
医療法人社団 青山うるわし会 あおぞらクリニック北戸田小児科	医療法人社団 青山うるわし会	戸田市新曽芦原2002-12 市ヶ谷ビル2F	平成23年6月1日
銀座歯科クリニック	堤 陽一	熊谷市銀座2-240	平成23年5月1日
中央歯科クリニック	田中 孝明	八潮市中央3-10-10	平成23年6月1日

医療法人社団 萬葉会 萬葉歯科医院	医療法人社団 萬葉会	所沢市緑町1-18-1 広英ビル2F	平成21年10月1日
医療法人 Arrows マチダデンタルオフィス	医療法人 Arrows	上尾市西宮下4-354-1	平成23年5月1日
あおば歯科医院	久中実	富士見市ふじみ野東1-8-1 押田ビル1F	平成23年5月6日
医療法人社団 信長会 オレンジ歯科クリニック	医療法人社団 信長会	所沢市東町5-22 ダイエー所沢店7F	平成23年5月21日
島田歯科医院	島田和浩	所沢市久米2192-12	平成23年5月20日
ドラッグセイムス東所沢和田薬局	株式会社 富士薬品	所沢市東所沢和田3-15-2	平成23年6月1日
薬局 トモズ 志木店	株式会社 住商ドラッグストアーズ	新座市東北2-30-18	平成23年6月1日
イチワタ薬局 影森店	株式会社 ベストドラッグ	秩父市下影森字植木2068-6	平成23年4月1日
ぼらりす薬局	有限会社 関薬局	北葛飾郡杉戸町下高野1762-3	平成23年4月1日
上里調剤薬局	トモニティ株式会社	児玉郡上里町七本木1014-11	平成23年5月1日
狭山中央薬局	株式会社 ハイブリッド	狭山市中央3-3-21	平成23年6月1日
ほむ薬局	株式会社 トレジャー	越谷市蒲生茜町42-31 エンブレム茜103	平成23年6月1日
きらり薬局	株式会社 コスモ調剤薬局	蓮田市根金字大山1813-10	平成23年5月1日
もろやま薬局	埼玉スカイテック株式会社	入間郡毛呂山町毛呂本郷981	平成23年5月6日
安心堂わらび調剤薬局	有限会社 安心堂薬局	蕨市中央1-13-7	平成23年5月1日
ミネ薬局	ミネ医薬品株式会社	所沢市東所沢1-13-4	平成18年8月1日
SFC薬局 久喜店	株式会社 セントフォトカンパニー	久喜市上町14-6	平成23年4月1日
クリエイト薬局 久喜鷲宮店	株式会社 クリエイトエス・ディー	久喜市上内1757-1	平成23年6月1日

二 指定施術者

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
石 塚 長 司		ユ ー カ リ 整 骨 院	川 口 市 芝 新 町 1 1 2 6	平 成 23 年 4 月 1 日
眞 木 裕		柳 沢 駅 前 接 骨 院	西 東 京 市 保 谷 町 3 1 2 1 4	平 成 23 年 6 月 1 日
佐 々 木 智 之		ひ な た 接 骨 院	朝 霞 市 仲 町 1 1 1 1 5 コ ン フ ォ ー ト F 1 階 テ ナ ン ト	平 成 23 年 5 月 1 1 日
吉 田 正 向		吉 田 接 骨 院	所 沢 市 狭 山 ケ 丘 2 1 0 3 - 4 7	平 成 23 年 5 月 20 日
横 田 裕 平		ふ じ み 接 骨 院	文 京 区 関 口 1 1 1 1	平 成 23 年 5 月 1 日
牧 野 紀 美 江		み ず ほ 整 骨 院	川 口 市 栄 町 3 1 4 1 8	平 成 23 年 5 月 1 3 日
榎 原 進		つ つ じ 接 骨 院	さいたま市岩槻区本町4 1 0 8	平 成 23 年 4 月 1 1 日
齋 藤 光 一		さ い と う 整 骨 院	上 尾 市 平 塚 2 1 3 5 5 2	平 成 23 年 6 月 1 日
嶋 村 崇		中 央 在 宅 マ ッ サ ー ジ	所 沢 市 東 所 沢 和 田 2 9 2 3 0 2	平 成 23 年 4 月 1 日
小 林 寛 之		ヤ ジ マ 治 療 院	さいたま市見沼区上山口新田1 7 4 2	平 成 23 年 4 月 1 8 日
澤 田 勝		中 央 在 宅 マ ッ サ ー ジ	所 沢 市 東 所 沢 和 田 2 9 2 3 0 2	平 成 23 年 5 月 1 日
長 後 美 加 代		中 央 在 宅 マ ッ サ ー ジ	所 沢 市 東 所 沢 和 田 2 9 2 3 0 2	平 成 23 年 5 月 1 日

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
しんとこ耳鼻咽喉科医院	所沢市松葉町24-9 柘植ビル2階	平成22年8月31日
医療法人社団慶成会 島田歯科医院	所沢市久米2192-12	平成18年5月31日
オレンジ歯科クリニック	所沢市東町5-22ダイエー所沢店7階	平成23年5月20日
狭山中央薬局	狭山市中央3-3-19-102	平成23年5月31日
越谷ハートフルクリニック	越谷市川柳町3-50-1	平成23年4月30日
おかもとクリニック	北本市二ツ家4-88-1	平成23年4月30日
ふれあい橋クリニック	北葛飾郡松伏町上赤岩841-1	平成23年4月30日
上里調剤薬局	児玉郡上里町七本木1014-11	平成23年4月30日
ララガーデン川口クリニック	川口市宮町18-9ララガーデン川口1階1150	平成23年4月30日
白岡ファミリークリニック	南埼玉郡白岡町小久喜200-1	平成23年4月30日
武蔵藤沢セントラルクリニック	入間市下藤沢375-1	平成23年4月30日
マチダデンタルオフィス	上尾市西宮下4-354-1	平成23年4月30日
安心堂わらび調剤薬局	蕨市中央1-14-11ステップハイツ102号	平成23年4月30日
坂戸訪問診療所	坂戸市本町13-3ブランドール坂戸307	平成21年5月1日
もろやま薬局	入間郡毛呂山町毛呂本郷985	平成23年5月5日
荻原医院	秩父郡横瀬町横瀬4346	平成23年5月4日
上原医院	久喜市上内478 鷲宮団地2-6-102	平成23年5月31日

萬葉歯科医院	所沢市緑町1-18-17 広英ビル2F	平成21年9月30日
ミネ薬局	所沢市東所沢1-13-4	平成14年6月30日
有限会社鶴ヶ島中央薬局松ヶ丘店	鶴ヶ島市松ヶ丘3-32-1	平成23年5月20日
八代耳鼻咽喉科医院	川口市西川口2-2-9	平成23年4月30日

二 指定施術者

氏名	住所	施術所		廃止年月日
		名称	所在地	
浜守和也		グリーンはりきゅう整骨院	草加市谷塚町565-1-101-2	平成23年5月6日

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
ソネット	入間市上藤沢985-3	ソネット株式会社	福祉用具貸与	平成23年5月1日
			特定福祉用具販売	平成23年5月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成23年5月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成23年5月1日
医療生協さいたまヘルプーステーションすこやか	蕨市南町3-25-9	医療生協さいたま生活協同組合	介護予防訪問介護	平成18年4月1日
ヘルプーステーション薫風園	入間郡毛呂山町毛呂本郷691	社会福祉法人毛呂病院	訪問介護	平成23年5月1日
			介護予防訪問介護	平成23年5月1日
トミオ桶川訪問介護事業所	桶川市鴨川1-8-17	株式会社トミオ	訪問介護	平成23年5月1日
トミオ桶川居宅介護支援事業所	桶川市鴨川1-8-17	株式会社トミオ	居宅介護支援	平成23年5月1日
あすなるホーム越谷	越谷市平方393-2	株式会社あすなるホーム	認知症対応型共同生活介護	平成23年6月1日
さくら24	吉川市加藤821-1	e-smile株式会社	訪問介護	平成23年5月1日
			介護予防訪問介護	平成23年5月1日
いろは訪問介護ステーション	羽生市南6-15-7サンビレッジA102	株式会社いろは訪問介護ステーション	訪問介護	平成23年6月1日
			介護予防訪問介護	平成23年6月1日
あんしんホーム白岡	南埼玉郡白岡町小久喜字神辺847-1	株式会社ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成23年6月1日
あかつき苑	大里郡寄居町西ノ入1799-1	有限会社 相模テクノ	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日

デイサービス がじゅまるの木	越谷市大澤 3 - 2 3 - 6	株式会社福祉保育グループ	通 所 介 護	平成 23 年 6 月 1 日
居宅介護支援センター 安行	川口市安行原 9 3 0 - 4 8 - 2 0 1	株式会社ドリーム	居 宅 介 護 支 援	平成 23 年 5 月 1 日
茶話本舗デイサービス川口	川口市青木 3 - 9 - 6	株式会社ウェルオフ	通 所 介 護	平成 23 年 5 月 1 日
茶話本舗デイサービス川口瑞穂	川口市前川 2 - 1 6 - 2 8	株式会社ウェルオフ	通 所 介 護	平成 22 年 12 月 1 日
ツクイ川口元郷	川口市元郷 1 - 1 - 3	株式会社ツクイ	通 所 介 護	平成 23 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 23 年 5 月 1 日
ケアラ デイサービス	川口市西川口 3 - 1 4 - 1 - 1 0 1	有限会社ケアラ	通 所 介 護	平成 23 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 通 所 介 護	平成 23 年 5 月 1 日
医療法人社団 悠翔会 川口メディカルクリニック	川口市柳崎 4 - 8 - 3 3	医療法人社団 悠翔会	訪 問 看 護	平成 23 年 5 月 1 日
			居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 23 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 看 護	平成 23 年 5 月 1 日
			介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平成 23 年 5 月 1 日
ヘルパーステーション・アニマート東川口	川口市東川口 3 - 1 0 - 1 プロミネンス 2 0 1	合同会社アニマート	訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 1 日
ヘルパーステーション ポブ	川口市在家町 2 6 - 8 コーポ北園 101	株式会社ジキハラコーポレーション	訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 1 日
ヘルパーステーション川口	川口市幸町 2 - 7 - 2 8 林ビル 1 階	株式会社野添	訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 1 日
			介 護 予 防 訪 問 介 護	平成 23 年 6 月 1 日

介護相談たむらさん家	川口市西立野1111-3テラスサラA-1	株式会社たむらさん家	居宅介護支援	平成23年6月1日
GENKI NEXT 川口前川	川口市前川2-10-14	株式会社まごころ	通所介護	平成23年6月1日
			介護予防通所介護	平成23年6月1日
リハビリ型デイサービス やわら館	川口市並木3-17-15	株式会社BOND	通所介護	平成23年6月2日
			介護予防通所介護	平成23年6月2日
富家在宅リハビリテーションケアセンター	ふじみ野市亀久保1839-4 2階	医療法人社団富家会	訪問看護	平成23年4月1日
			介護予防訪問看護	平成23年4月1日
武蔵藤沢セントラルクリニック	入間市下藤沢375-1	医療法人社団尊和会	訪問看護	平成23年5月1日
			訪問リハビリテーション	平成23年5月1日
			居宅療養管理指導	平成23年5月1日
			介護予防訪問看護	平成23年5月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成23年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年5月1日
医療法人社団 圭陽会 白岡ファミリークリニック	南埼玉郡白岡町小久喜200-1	医療法人社団 圭陽会	居宅療養管理指導	平成23年5月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成23年5月1日
デイサービスステーション スマイル	北葛飾郡杉戸町清地2-16-5	株式会社アシスト	通所介護	平成23年5月1日
			介護予防通所介護	平成23年5月1日

ヘルパーステーション 知恵の木の实	飯能市双柳 3 9 1 - 3 0	有限会社西部福祉企画	訪問介護	平成 23 年 5 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 23 年 5 月 1 日
坂戸訪問診療所	坂戸市本町 1 3 - 3 - 3 0 7	医療法人社団 慈悠会	訪問看護	平成 23 年 6 月 10 日
			介護予防訪問看護	平成 23 年 6 月 1 日
上尾ケアセンター そよ風	上尾市上尾村 1 1 6 7 - 1	株式会社 メデカジャパン	通所介護	平成 23 年 3 月 1 日
			短期入所生活介護	平成 23 年 3 月 1 日
			居宅介護支援	平成 23 年 3 月 1 日
			介護予防通所介護	平成 23 年 3 月 1 日
			介護予防短期入所生活介護	平成 23 年 3 月 1 日
株式会社ケアフレンズ	三郷市三郷 1 - 8 - 7 島村ハイツ 201 号室	株式会社ケアフレンズ	訪問介護	平成 23 年 6 月 1 日
			介護予防訪問介護	平成 23 年 6 月 1 日
新倉高齢者福祉センター	和光市新倉 1 - 2 0 - 3 9	株式会社日本生科学研究所	小規模多機能型居宅介護	平成 23 年 4 月 1 日
			介護予防小規模多機能型居宅介護	平成 23 年 4 月 1 日
つるがおか 居宅介護支援事業所	ふじみ野市鶴ヶ岡 1 - 1 3 - 3 2	株式会社 マイウェイ	居宅介護支援	平成 23 年 6 月 1 日
あんしんホーム小川	比企郡小川町木部字中内出 1 7 6 - 1	株式会社ヴァティー	特定施設入居者生活介護	平成 23 年 6 月 1 日
			介護予防特定施設入居者生活介護	平成 23 年 6 月 1 日

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サ ー ビ ス の 種 類
あ お ば 薬 局 戸 田 公 園	名 称	健 ナ ビ 薬 局 戸 田 公 園	あ お ば 薬 局 戸 田 公 園	介護予防居宅療養管理指導
				居 宅 療 養 管 理 指 導
ニ チ イ ケ ア セ ン タ ー 鶴 馬	名 称	ニ チ イ の や わ ら ぎ 鶴 馬	ニ チ イ ケ ア セ ン タ ー 鶴 馬	介護予防小規模多機能型居宅介護
				小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
白岡ファミリークリニック	南埼玉郡白岡町小久喜200-1	居宅療養管理指導	平成23年4月30日
		介護予防居宅療養管理指導	平成23年4月30日
武蔵藤沢セントラルクリニック	入間市下藤沢375-1	訪問看護	平成23年4月30日
		訪問リハビリテーション	平成23年4月30日
		居宅療養管理指導	平成23年4月30日
		介護予防訪問介護	平成23年4月30日
		介護予防訪問リハビリテーション	平成23年4月30日
		介護予防居宅療養管理指導	平成23年4月30日
GENKI NEXT 川口前川	川口市前川2-10-14	通所介護	平成23年5月31日
		介護予防通所介護	平成23年5月31日
千羽鶴	春日部市中央6-8-12	居宅介護支援	平成23年3月31日
介護24 さくら	吉川市加藤821-1	訪問介護	平成23年4月30日
		介護予防訪問介護	平成23年4月30日

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十三年六月二十二日認可した。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

入西北部土地改良区

二 事務所所在地

坂戸市

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇八 五三 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

さいたま市西区大字宝来字八反田一二九三番地 外一五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二〇〇・八立方メートル

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇〇九 四五 一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

幸手市天神島一丁目四〇 一 外六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 九三五・七立方メートル

告示

埼玉県告示第七百八十八号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

さきたま古墳公園

二 位置

行田市大字佐間及び大字埼玉地内

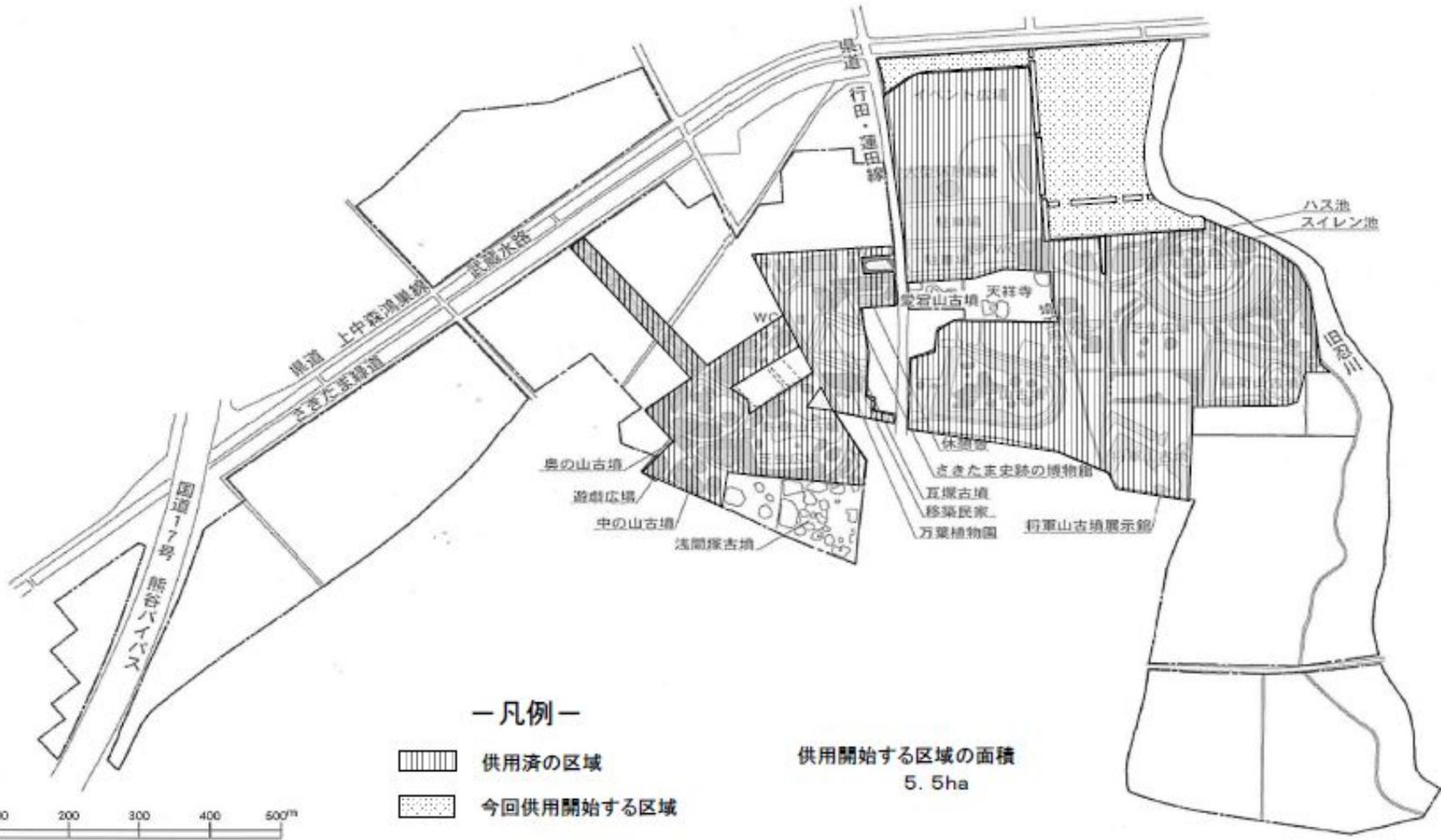
三 変更に係る区域

別図のとおり

四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十三年七月一日

さきたま古墳公園



— 凡例 —

-  供用済の区域
-  今回供用開始する区域

供用開始する区域の面積
5.5ha



告示

埼玉県告示第七百八十九号

建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省第十三号）第二十二條第三項の規定により、指定を取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上田清司

指定の取り消しをした年月日	指定確認検査機関の名称	指定確認検査機関の事務所の所在地	代表者の氏名
平成二十三年六月一日	一般財団法人さいたま住宅検査センター	さいたま市浦和区岸町七丁目十二番三号	強瀬 良雄

告 示

埼玉県告示第七百九十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

埼玉県議会広報テレビ番組制作・放送業務委託 1番組

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年5月25日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号

5 契約金額

32,047,575円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水村 正和

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたま武蔵丘陵森林公園自転車道線

三 道路の区域

旧新 B	旧 A	旧新別
保谷字大宮五三〇番地先まで	比企郡川島町大字三保谷字大宮五一六番一地先から同郡同町大字三	区 間
三・〇〇	三・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
二一六・四〇	二一八・二〇	延長 (メートル)
工事による変更	圏央道の橋梁工事に伴う切り直し	備 考

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県東松山県土整備事務所長 水 村 正 和

路線名	さいたま武蔵丘陵 森林公園自転車道線
供用開始の区間	比企郡川島町大字三保谷字 大宮五一六番一地先から 同郡同町大字三保谷字大宮 五三〇番地先まで
供用開始の期日	平成二十三年六月二十八日
備考	平成二十三年六月二十八日 付埼玉県東松山県土整備事 務所長告示第二十四号で告 示した道路予定区域の供用 開始である。 延長二一六・四〇メートル

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十三年六月二十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県秩父県土整備事務所長 秋 山 幸 男

路線名	皆野両神荒川線
供用開始の区間	秩父郡皆野町大字国神字関谷六五 番二地先から同郡同町大字大淵字関 口一六番二地先まで
供用開始の期日	平成二十三年六月三十日
備考	平成二十三年六月十日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号で告示した道路予定区域の新Bの供用開始である。 延長一八四・三〇メートル

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十三年二月十四日

指令越建セ第二二〇〇七一〇号

二 検査済証番号

平成二十三年六月二十二日

越建セ第一一八 一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目五百五十一番一、五百五十一番五、五百五十

二番一、五百五十二番四、五百五十二番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町百間四丁目九番三十三号

島村 松四郎

告 示

埼玉県選管告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により、
次の政治団体から設立の届出があった。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
みんなの党埼玉県久喜市議会第1支部	鈴木 精一	鈴木 正世	久喜市除堀1430	平成23年5月20日

(2) その他の政治団体

(ア) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
浅野訓正後援会	浅野 訓正	鳶田 茂	入間郡越生町黒岩266	平成23年5月6日
安全安心元気な蕨をつくる会	玉井 基義	高 義雄	蕨市中央3-18-6	平成23年5月12日
伊藤あさら後援会	斉藤 達	伊藤 三郎	狭山市入間川3-30-9	平成23年5月20日
大野敏行後援会	栗原 甲子雄	小原 敬	比企郡嵐山町志賀807-1	平成23年5月18日
大橋よしひさ後援会	大橋 芳久	大橋 芳夫	北葛飾郡杉戸町内田1-2-8	平成23年5月16日
川越政経フォーラム	片野 広隆	片野 千春	川越市霞ヶ関東1-16-18 紫野ハイツ108	平成23年5月20日
ガンバレまっちゃん鈴木松蔵後援会	関根 仁	長谷川 美代子	久喜市北青柳533	平成23年5月17日
こうのよしとくを応援する会	河野 芳徳	河野 英男	志木市本町6-27-8-203	平成23年5月10日
幸福実現党朝霞・志木後援会	高橋 正	新井 博	朝霞市根岸台7-23-18	平成23年5月26日
さくま孝光後援会	佐久間 孝光	中村 泰弘	比企郡嵐山町菅谷143-4	平成23年5月16日
佐藤こういち後援会	佐藤 弘一	佐藤 たい子	北足立郡伊奈町小針新宿356	平成23年5月2日
さやま新政策研究会	伊藤 彰	伊藤 三郎	狭山市入間川3-30-9	平成23年5月20日

柴崎勝後援会	島田 正二	柴崎 健二	比企郡小川町伊勢根 1 8 0	平成 23 年 5 月 18 日
しぶた智秀と地方政治を見直す会	澁田 智秀	澁田 宏	春日部市粕壁東 3-19-18-105	平成 23 年 5 月 2 日
昌道義塾	千葉 昌司	紺野 雅男	蕨市塚腰 7-37-11 第 1 新和ハイツ 305 号	平成 23 年 5 月 19 日
白土幸仁パートナーズ会	白土 幸仁	白土 タエ子	春日部市備後西 2-7-44	平成 23 年 5 月 6 日
菅原文仁後援会	菅原 寛	菅原 たか子	戸田市美女木 8-21-6	平成 23 年 5 月 24 日
高橋さゆり後援会	高橋 さゆり	高橋 寿弘	比企郡小川町腰越 1355	平成 23 年 5 月 9 日
地方自治研究連合会	本多 正樹	本多 正樹	鳩ヶ谷市本町 4-2-15	平成 23 年 5 月 31 日
手塚しげみ後援会	加藤 幸一	舟橋 隆正	坂戸市南町 15-6	平成 23 年 5 月 13 日
富田俊和後援会	斉藤 憲義	富田 和雄	秩父市太田 1284	平成 23 年 5 月 19 日
西田米蔵後援会	庭山 文男	田中 照雄	上尾市今泉 1-31-27	平成 23 年 5 月 30 日
広瀬伸一後援会	永尾 暢栄	戸谷 一雄	本庄市児玉町金屋 1070-1	平成 23 年 5 月 25 日
ふるかわ歩後援会	染谷 一子	佐藤 博	蕨市中央 5-10-16	平成 23 年 5 月 2 日
ほやたけし後援会	芳野 幸太郎	柳澤 美津子	蕨市錦町 4-4-9	平成 23 年 5 月 16 日
前川やすえ後援会	植田 富美子	小澤 俊子	蕨市中央 3-5-15	平成 23 年 5 月 9 日
宮崎さよ子後援会	宮崎 さよ子	山下 宜子	入間郡越生町越生 908	平成 23 年 5 月 16 日
宮島さいこ後援会	宮島 サイ子	宮島 利司	入間郡越生町大満 101-1	平成 23 年 5 月 2 日
無所属ネットワーク	河野 芳徳	河野 英男	志木市本町 6-27-8-203	平成 23 年 5 月 10 日
村田徹也後援会	近藤 秀雄	里見 誠	秩父郡長瀬町本野上 490-3	平成 23 年 5 月 25 日
やはぎ太郎後援会	矢作 太郎	矢作 歌織	蕨市中央 1-2-9 やまがたやビル B1	平成 23 年 5 月 10 日

山内としかず後援会	酒井 博	大久保 憲一	蕨市中央 3-2-7		平成 23 年 5 月 2 日
わしおあきひこ後援会	鷲尾 昭彦	金森 良一	入間郡毛呂山町前大久保南 4-12-12		平成 23 年 5 月 11 日

(イ)法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
松岡力雄後援会	松岡 力雄	鳥山 昌則	朝霞市田島 2-14-1-106号	衆議院議員	平成23年5月18日

(ウ)法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
松岡力雄後援会	松岡 力雄	鳥山 昌則	朝霞市田島 2-14-1-106号	松岡 力雄	衆議院議員	平成23年5月18日

告 示

埼玉県選管告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、
次の政治団体から異動の届出があつた。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

(1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
自由民主党埼玉県建設支部	代表者	真下 恵司	古郡 一成	平成23年5月13日
	会計責任者	堀本 一夫	篠塚 正行	平成23年5月26日
自由民主党埼玉県参議院選挙区第五支部	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂3-1-2-24 小峰ビル3階	さいたま市浦和区高砂3-1-2-24 小峰ビル5階	平成23年5月6日
自由民主党埼玉県倉庫支部	代表者	黒岩 秀隆	鈴木 俊一	平成23年5月25日
自由民主党埼玉県南第十三区第一支部	主たる事務所の所在地	上尾市本町1-1-5 遠山ビル203	上尾市緑丘2-4-1	平成23年5月13日
自由民主党埼玉県南第四区第一支部	主たる事務所の所在地	さいたま市北区别所町50-1	さいたま市北区宮原町1-4-6-2-3 かぢやビル101	平成23年5月10日
民主党埼玉県総支部連合会	会計責任者	小野塚 勝俊	本多 平直	平成23年5月31日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
大泉一夫後援会	会計責任者	大泉 光一	大泉 光代	平成23年5月20日
岡しげお後援会	代表者	中川 幸廣	中島 勝利	平成23年5月24日
	主たる事務所の所在地	南埼玉郡白岡町西2-8-27	南埼玉郡白岡町小久喜6-7-5-1 パークシティ白岡	同上

小川ひさしと歩む会	主たる事務所の所在地	さいたま市北区植竹町1-362 -4-301	さいたま市北区植竹町1-719-9 ファインスカイ大宮102	平成23年5月9日
興淳明後援会	会計責任者	井上 洋一	井上 一郎	平成23年5月6日
柿沼たか志後援会	主たる事務所の所在地	行田市栄町16-44	行田市中央8-13	平成23年5月18日
経正会	会計責任者	並木 望美	和田 毅	平成23年5月30日
県政改革推進の会	代表者	木下 高志	吉川 功一	平成23年5月10日
	主たる事務所の所在地	坂戸市成願寺103	坂戸市成願寺60	同上
幸福実現党川口後援会	代表者	丸山 勝正	鈴木 豪	平成23年5月18日
幸福実現党熊谷後援会	会計責任者	岩井 宏太	宮田 さとみ	平成23年5月25日
小林一貫後援会	代表者	中村 悦男	小林 進	平成23年5月11日
埼玉県建設政治連盟	代表者	星野 博之	真下 恵司	平成23年5月13日
	会計責任者	堀本 一夫	篠塚 正行	平成23年5月26日
埼玉県接骨師政治連盟	代表者	阿部 一	瀨辺 吉博	平成23年5月20日
新農政研究会	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体	平成23年5月18日
	公職の候補者の氏名		三ッ林 隆志	同上
	公職の種類		衆議院議員	同上
菅原文仁後援会	代表者	菅原 寛	峯岸光夫	平成23年5月10日
税理士による小宮山泰子後援会	代表者	林 和彦	岡野 雅幸	平成23年5月26日
	会計責任者	長谷川 辰夫	柴 亨	同上

竜の会	会計責任者	佐々木 太郎	中村 裕美	平成 23 年 5 月 27 日
土屋品子春日部後援会	主たる事務所の所在地	春日部市粕壁東 2-3-40 グレースヒル橋本 101	春日部市粕壁東 1-8-15-201	平成 23 年 5 月 27 日
手塚しげみ後援会	代表者	加藤 幸一	加藤 茂	平成 23 年 5 月 13 日
中野ジョーを育てる会	主たる事務所の所在地	三郷市早稲田 1-12-3 弥藤壺番館 303号	三郷市三郷 2-12-7 東ビル 202	平成 23 年 5 月 10 日
なかむら正義後援会	代表者	鈴木 邦彦	小原 茂	平成 23 年 5 月 2 日
丹羽宝宏後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市南区大谷口 583-18	さいたま市南区別所 7-6-8 -1409	平成 23 年 5 月 2 日
ねぎしまさなお後援会	会計責任者	根岸 路子	上野 富造	平成 23 年 5 月 6 日
根本潤を支える会	主たる事務所の所在地	川口市飯塚 2-2-1-1408 田中様宅	川口市元郷 4-4-25-301	平成 23 年 5 月 10 日
古川としはる後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市浦和区高砂 3-12-24 小峰ビル 3F	さいたま市浦和区高砂 3-12-24 小峰ビル 5F	平成 23 年 5 月 6 日
宮沢みきお後援会	代表者	落合 康之	栗島 眞通男	平成 23 年 5 月 13 日
	主たる事務所の所在地	比企郡小川町勝呂 380-2	比企郡小川町勝呂 361	同上

告 示

埼玉県選管告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、別記一の政治団体及び同条第二項の適用団体である別記二の政治団体から解散した旨の届出があった。

なお、同法第十二条第一項及び第十七条第一項の規定による収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、別記三のとおりその要旨を公表する。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

別記1（平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。）

(1) 政党の支部

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
自由民主党埼玉県西第6区第1支部	平成23年5月25日	平成23年5月25日
自由民主党埼玉県南第十五区第一支部	平成23年5月20日	平成23年5月20日
自由民主党埼玉県南第七区第一支部	平成23年4月30日	平成23年5月13日
みんなの党参議院埼玉県第1支部	平成23年5月20日	平成23年5月25日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
池田よしあき後援会	平成23年5月25日	平成23年5月25日
かすかべ市民参加の「まち」づくりの会	平成23年4月30日	平成23年5月2日
神木ようじ後援会	平成23年5月10日	平成23年5月18日
久保田あつ子を励ます会	平成23年5月6日	平成23年5月6日
久保田あつ子後援会	平成23年5月6日	平成23年5月6日
黒須喜一後援会	平成23年5月10日	平成23年5月16日
啓昌会	平成23年5月25日	平成23年5月30日
埼玉西部政経研究会	平成23年4月30日	平成23年5月2日
秀山会	平成23年5月2日	平成23年5月2日
住みよいまちをつくる市民の会	平成23年5月25日	平成23年5月30日
田中啓一後援会	平成23年5月25日	平成23年5月30日
チーム小林つかさ	平成23年5月20日	平成23年5月25日
南明会	平成23年5月25日	平成23年5月25日
ふじくら宗義後援会	平成23年5月6日	平成23年5月6日
堀内善仁後援会	平成23年5月10日	平成23年5月16日
前原かづえ後援会	平成23年5月15日	平成23年5月16日

松尾勝一後援会	平成23年 5月21日	平成23年 5月23日
山崎豊後援会	平成23年 5月10日	平成23年 5月20日
緑友会	平成23年 5月10日	平成23年 5月19日

別記2（平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。）

その他の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
アクセス21	平成23年 5月12日	平成23年 5月13日
石井ただよし後援会	平成23年 5月25日	平成23年 5月25日
伊藤あきら後援会	平成23年 5月20日	平成23年 5月20日
大沢まさし後援会	平成23年 4月10日	平成23年 5月13日
片野ひろたかサポーターズクラブ	平成23年 5月16日	平成23年 5月17日
川越政経フォーラム	平成23年 5月16日	平成23年 5月17日
ガンバレまっちゃん鈴木松蔵後援会	平成23年 5月17日	平成23年 5月17日
こうのよしとくを応援する会	平成23年 5月10日	平成23年 5月10日
さくま孝光後援会	平成23年 5月 9日	平成23年 5月16日
佐藤こういち後援会	平成23年 5月 2日	平成23年 5月 2日
白土幸仁パートナーズ会	平成23年 4月24日	平成23年 5月 6日
菅原文仁後援会	平成23年 5月24日	平成23年 5月24日
手塚しげみ後援会	平成23年 5月12日	平成23年 5月13日
富田俊和後援会	平成23年 5月19日	平成23年 5月19日
野口あきら後援会	平成23年 5月12日	平成23年 5月12日
広瀬伸一後援会	平成23年 5月25日	平成23年 5月25日
無所属ネットワーク	平成23年 5月10日	平成23年 5月10日

別記 3

政治団体の名称 自由民主党埼玉県西第6区第1支部

報告年月日 平成23年3月29日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	48,839,437円
ア 前年繰越額	24,531,784円
イ 本年収入額	24,307,653円
(2) 支出総額	35,237,338円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄付	23,300,000円
イ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会	1,000,000円
ウ その他の収入	
10万円未満の収入	7,653円
合計	24,307,653円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
神山 順子	3,300,000円	富士見市
神山 誠市	1,000,000円	富士見市
神山 佐市	19,000,000円	富士見市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費	9,875,400円
(イ) 備品・消耗品費	735,800円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	5,746,735円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	2,357,600円

b その他の事業費 1,633,150円

(ウ) 寄附・交付金 10,500,000円

(エ) その他の経費 4,388,653円

合計 35,237,338円

報告年月日 平成23年5月25日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	32,603,277円
ア 前年繰越額	13,602,099円
イ 本年収入額	19,001,178円
(2) 支出総額	32,603,277円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄付	19,000,000円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	1,178円
合計	19,001,178円

〔寄附の内訳〕

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
神山 佐市	19,000,000円	富士見市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費	9,756,500円
(イ) 備品・消耗品費	346,300円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	4,325,400円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	1,154,122円
b その他の事業費	1,233,950円
(ウ) 寄附・交付金	11,800,000円
(エ) その他の経費	3,987,005円

合 計	32,603,277 円
政治団体の名称	自由民主党埼玉県南第十五区第一支部
報告年月日	平成23年2月14日
	(平成22年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	105,000 円
ア 前年繰越額	105,000 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	105,000 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 寄附・交付金	105,000 円
合 計	105,000 円

報告年月日	平成23年5月20日
	(平成23年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称	自由民主党埼玉県南第七区第一支部
報告年月日	平成23年2月8日
	(平成22年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	6,902,260 円
ア 前年繰越額	1,796,535 円
イ 本年收入額	5,105,725 円
(2) 支出総額	1,704,543 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	2,600,000 円
	(85 人)

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 総会、新年会開催事業	350,000 円
b 親睦ゴルフ開催事業	534,000 円
ウ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	
(ア) 自由民主党埼玉県支部連合会	
(イ) 自由民主党さいたま市中央区支部	
10万円未満の収入	525 円
エ その他の収入	
合 計	5,105,725 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	1,202,067 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 機関紙誌の発行事業費	837,300 円
b その他の事業費	1,384,061 円
(ウ) 寄附・交付金	140,000 円
(エ) その他の経費	1,634,289 円
合 計	5,197,717 円

報告年月日	平成23年5月13日
	(平成23年分)
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,060,559 円
ア 前年繰越額	1,704,543 円
イ 本年收入額	356,016 円
(2) 支出総額	2,060,559 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 総会、新年会開催事業	345,000 円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	11,016 円
合 計	356,016 円

(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	1,062,991 円
(イ) 寄附・交付金	400,000 円
(ウ) その他の経費	597,568 円
合 計	2,060,559 円

政治団体の名称 **みんなの党参議院埼玉県第1支部**

国会議員関係政治団体の区分 1号団体

公職の候補者の氏名 小林 司

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成23年5月25日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	65,807,375 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	65,807,375 円
(2) 支出総額	62,098,588 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄附	37,945,000 円
b 政治団体からの寄附	50,000 円
イ 借入金	
(ア) 増田 和悦	20,000,000 円
(イ) 小林 司	6,512,000 円
ウ その他の収入	
事務所賃貸料	1,300,000 円
10万円未満の収入	375 円
合 計	65,807,375 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	

小林 司	15,000,000 円	川口市
増田 和悦	20,000,000 円	神奈川県横浜市
村上 寛	100,000 円	神奈川県川崎市
本城 慎之介	1,500,000 円	長野県北佐久郡軽井町
松崎 良太	100,000 円	東京都世田谷区
戸部 和夫	100,000 円	三郷市
毛利 寛	200,000 円	東京都世田谷区
その他の寄附	945,000 円	

イ 政治団体からの寄附			
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)	
その他の寄附	50,000 円		

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 人件費	8,579,880 円
(イ) 光熱水費	127,205 円
(ウ) 備品・消耗品費	4,712,631 円
(エ) 事務所費	2,088,440 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	165,830 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a 宣伝事業費	34,194,947 円
(ウ) 調査研究費	1,184,655 円
(エ) 寄附・交付金	11,000,000 円
(オ) その他の経費	45,000 円
合 計	62,098,588 円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	3,708,812 円
ア 前年繰越額	3,708,787 円
イ 本年收入額	25 円
(2) 支出総額	3,708,812 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳	
ア その他の収入	

10万円未満の収入	25円
合計	25円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) その他の経費	3,708,812円
合計	3,708,812円

政治団体の名称 池田よしあき後援会

報告年月日 平成23年3月1日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	5,453,077円
ア 前年繰越額	5,303,052円
イ 本年收入額	150,025円
(2) 支出総額	302,030円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 政治団体からの寄附	150,000円
イ その他の収入	
10万円未満の収入	25円
合計	150,025円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附		
(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
南明会	150,000円	川口市

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	49,689円
(イ) 事務所費	44,595円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	158,635円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	

a 宣伝事業費	49,111円
合計	302,030円

報告年月日 平成23年5月25日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	5,151,047円
ア 前年繰越額	5,151,047円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 かすかべ市民参加の「まち」づくりの会

資金管理団体の届出をした者の氏名 渋田 智秀

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成23年1月24日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	951,083円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	951,083円
(2) 支出総額	951,083円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	951,083円
合計	951,083円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附		
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
渋田 智秀	951,083円	春日部市

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 光熱水費	116,295円
(イ) 備品・消耗品費	64,947円

(ウ) 事務所費	532,188 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	32,760 円
(イ) 調査研究費	1,000 円
(ウ) その他の経費	203,893 円
合 計	951,083 円

報告年月日 平成23年5月2日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	100,000 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	100,000 円
(2) 支出総額	100,000 円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄附	100,000 円
合 計	100,000 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
渋田 智秀	100,000 円	春日部市	

(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	
(ア) 光熱水費	5,250 円
(イ) 事務所費	52,900 円
イ 政治活動費	
(ア) 組織活動費	41,850 円
合 計	100,000 円

政治団体の名称 神木ようじ後援会

報告年月日 平成23年1月6日
(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	615,014 円
ア 前年繰越額	330,014 円
イ 本年收入額	285,000 円
(2) 支出総額	258,500 円

2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	185,000 円
(47人)	
イ 寄 附	
(ア) 寄 附	
a 個人からの寄附	100,000 円
合 計	285,000 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
神木 洋寿	100,000 円	ふじみ野市	

(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	258,500 円
合 計	258,500 円

報告年月日 平成23年5月19日
(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	356,514 円
ア 前年繰越額	356,514 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 久保田あつ子を励ます会

報告年月日 平成23年2月22日
(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

報告年月日 平成23年5月6日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 久保田あつ子後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 久保田 厚子

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成23年2月22日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	33,075円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	33,075円
(2) 支出総額	33,075円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア その他の収入	
10万円未満の収入	33,075円
合計	33,075円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費	
(ア) 備品・消耗品費	33,075円
合計	33,075円

報告年月日 平成23年5月6日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
----------	----

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 黒須喜一後援会

報告年月日 平成23年5月2日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	34,689円
ア 前年繰越額	4,639円
イ 本年収入額	30,050円
(2) 支出総額	34,689円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	30,050円
合計	30,050円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)	
その他の寄附	30,050円		

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	34,689円
合計	34,689円

報告年月日 平成23年5月16日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **啓昌会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 田中 啓一
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 蕨市長
 報告年月日 平成23年3月30日
 (平成22年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 27,374円
 ア 前年繰越額 27,374円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

報告年月日 平成23年5月30日
 (平成23年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 27,374円
 ア 前年繰越額 27,374円
 イ 本年収入額 0円
 (2) 支出総額 0円

政治団体の名称 **埼玉西部政経研究会**
 資金管理団体の届出をした者の氏名 丸木 清浩
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員
 報告年月日 平成23年3月25日
 (平成22年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 14,795,777円
 ア 前年繰越額 10,192,568円
 イ 本年収入額 4,603,209円
 (2) 支出総額 3,854,280円
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (ア) 寄附
 a 政治団体からの寄附 4,600,000円
 イ その他の収入

10万円未満の収入 3,209円
 合計 4,603,209円

[寄附の内訳]
 ア 政治団体からの寄附
 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)
 自由民主党埼玉県支部連合会 1,000,000円 さいたま市
 埼玉県医師連盟 600,000円 さいたま市
 自由民主党毛呂山支部 3,000,000円 入間郡毛呂山町
 (2) 支出の内訳
 ア 経常経費
 (ア) 光熱水費 48,000円
 (イ) 事務所費 90,000円
 イ 政治活動費
 (ア) 組織活動費 86,280円
 (イ) 選挙関係費 30,000円
 (ウ) 寄附・交付金 3,600,000円
 合計 3,854,280円

報告年月日 平成23年5月2日
 (平成23年分)
 1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 11,942,226円
 ア 前年繰越額 10,941,497円
 イ 本年収入額 1,000,729円
 (2) 支出総額 11,942,226円
 2 収入・支出の内訳
 (1) 収入の内訳
 ア 寄附
 (ア) 寄附
 a 政治団体からの寄附 1,000,000円
 イ その他の収入
 10万円未満の収入 729円
 合計 1,000,729円

[寄附の内訳]
 ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
自由民主党毛呂山支部	1,000,000円	入間郡毛呂山町

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 光熱水費 10,500円

(イ) 事務所費 40,000円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 48,100円

(イ) 選挙関係費 10,000円

(ウ) 寄附・交付金 11,833,626円

合計 11,942,226円

政治団体の名称 **秀山会**

報告年月日 平成23年1月24日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 5,175,995円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 5,175,995円

(2) 支出総額 5,175,995円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 4,910,995円

b 政治団体からの寄附 265,000円

合計 5,175,995円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
渋谷 智秀	1,450,995円	春日部市
渋谷 宏	1,450,000円	戸田市
渋谷 真希子	1,000,000円	戸田市
三浦 昭子	770,000円	東京都新宿区

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称)	(金額)	(事務所の所在地)
民主党埼玉県第13区総支部	235,000円	春日部市
その他の寄附	30,000円	

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費 375,233円

(イ) 光熱水費 328,165円

(ウ) 備品・消耗品費 213,396円

(エ) 事務所費 603,610円

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費 2,718,318円

(イ) 選挙関係費 169,248円

(ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費 171,687円

b 宣伝事業費 400,557円

(エ) 調査研究費 66,613円

(オ) その他の経費 129,168円

合計 5,175,995円

報告年月日 平成23年5月2日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 1,317,415円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 1,317,415円

(2) 支出総額 1,317,415円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 1,017,415円

b 政治団体からの寄附 300,000 円
 合 計 1,317,415 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附
 (寄附者の氏名) (金額) (住所)
 渋田 智秀 1,017,415 円 春日部市

イ 政治団体からの寄附
 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)
 民主党埼玉県総支部連合会 300,000 円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費
 (ア) 人件費 369,000 円

(イ) 事務所費 171,000 円

イ 政治活動費
 (ア) 組織活動費 225,300 円
 (イ) 選挙関係費 35,490 円
 (ウ) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費 506,625 円

b 宣伝事業費 10,000 円

合 計 1,317,415 円

政治団体の名称 住みよいまちをつくる市民の会

報告年月日 平成23年3月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 77,789 円
 ア 前年繰越額 77,789 円
 イ 本年収入額 0 円
 (2) 支出総額 0 円

報告年月日 平成23年5月30日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 77,789 円
 ア 前年繰越額 77,789 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 田中啓一後援会

報告年月日 平成23年3月30日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 375,918 円
 ア 前年繰越額 375,918 円
 イ 本年収入額 0 円
 (2) 支出総額 0 円

報告年月日 平成23年5月30日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 375,918 円
 ア 前年繰越額 375,918 円
 イ 本年収入額 0 円
 (2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 チーム小林つかさ

資金管理団体の届出をした者の氏名 小林 司

資金管理団体の届出に係る公職の種類 参議院議員

国会議員関係政治団体の区分 1号かつ2号団体

公職の候補者の氏名 小林 司

公職の候補者に係る公職の種類 参議院議員

報告年月日 平成23年5月25日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額
 (1) 収入総額 0 円
 ア 前年繰越額 0 円
 イ 本年収入額 0 円
 (2) 支出総額 0 円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **南明会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 池田 嘉明

資金管理団体の届出に係る公職の種類 川口市議会議員

報告年月日 平成23年3月1日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	600,022円
ア 前年繰越額	449,473円
イ 本年収入額	150,549円
(2) 支出総額	150,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 150,000円

イ その他の収入

10万円未満の収入 549円

合計 150,549円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

池田 嘉明 150,000円 川口市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 150,000円

合計 150,000円

報告年月日 平成23年5月25日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	450,022円
ア 前年繰越額	450,022円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 **ふじくら宗義後援会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 藤倉 宗義

資金管理団体の届出に係る公職の種類 羽生市議会議員

報告年月日 平成23年2月4日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	423,857円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	423,857円
(2) 支出総額	73,857円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附 23,857円

b 政治団体からの寄附 400,000円

合計 423,857円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附 23,857円

イ 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

公明党埼玉県本部 400,000円 さいたま市

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費 73,857円

合計 73,857円

報告年月日 平成23年5月6日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	350,000円
ア 前年繰越額	350,000円
イ 本年收入額	0円

(2) 支出総額	350,000円
----------	----------

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 宣伝事業費	77,350円
---------	---------

(イ) 寄附・交付金	272,650円
------------	----------

合計	350,000円
----	----------

政治団体の名称 堀内善仁後援会

報告年月日 平成23年1月25日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	52,870円
ア 前年繰越額	11,870円
イ 本年收入額	41,000円

(2) 支出総額	44,444円
----------	---------

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附	41,000円
-----------	---------

合計	41,000円
----	---------

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名) (金額) (住所)

その他の寄附	41,000円
--------	---------

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費	960円
-------------	------

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	43,484円
-----------	---------

合計	44,444円
----	---------

報告年月日 平成23年5月16日

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	8,426円
----------	--------

ア 前年繰越額	8,426円
---------	--------

イ 本年收入額	0円
---------	----

(2) 支出総額	6,920円
----------	--------

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費	1,920円
-------------	--------

イ 政治活動費

(ア) 組織活動費	5,000円
-----------	--------

合計	6,920円
----	--------

政治団体の名称 前原かつえ後援会

報告年月日 平成23年5月16日

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	14,310円
----------	---------

ア 前年繰越額	0円
---------	----

イ 本年收入額	14,310円
---------	---------

(2) 支出総額	14,310円
----------	---------

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 個人からの寄附	14,310円
-----------	---------

合計	14,310円
----	---------

〔 寄附の内訳 〕		
ア 個人からの寄附		
（寄附者の氏名）	（金額）	（住所）
その他の寄附	14,310 円	
（2）支出の内訳		
ア 政治活動費		
（ア）その他の経費		14,310 円
合 計		14,310 円
（平成23年分）		
1 収入・支出の総額		
（1）収入総額		
ア 前年繰越額		0 円
イ 本年收入額		0 円
（2）支出総額		
		0 円

政治団体の名称 **松尾勝一後援会**

報告年月日 平成23年2月4日

（平成22年分）

1 収入・支出の総額		
（1）収入総額		
ア 前年繰越額		11,366 円
イ 本年收入額		3 円
（2）支出総額		
		0 円
2 収入・支出の内訳		
（1）収入の内訳		
ア その他の収入		
10万円未満の収入		3 円
合 計		3 円
報告年月日 平成23年5月23日		
（平成23年分）		
1 収入・支出の総額		
（1）収入総額		
ア 前年繰越額		11,366 円
イ 本年收入額		1 円

（2）支出総額		0 円
2 収入・支出の内訳		
（1）収入の内訳		
ア その他の収入		
10万円未満の収入		1 円
合 計		1 円

政治団体の名称 **山崎豊後援会**

報告年月日 平成23年3月3日

（平成22年分）

1 収入・支出の総額		
（1）収入総額		
ア 前年繰越額		1,318,673 円
イ 本年收入額		118,673 円
（2）支出総額		
		1,200,000 円
（2）支出総額		
		1,196,566 円
2 収入・支出の内訳		
（1）収入の内訳		
ア 寄 附		
（ア）寄 附		
a 個人からの寄附		1,200,000 円
合 計		1,200,000 円

〔 寄附の内訳 〕

ア 個人からの寄附			
（寄附者の氏名）	（金額）	（住所）	
山崎 豊	500,000 円	川口市	
藤田 八十吉	100,000 円	川口市	
相澤 九八朗	100,000 円	川口市	
藤生 互良	100,000 円	川口市	
山田 隆治	100,000 円	川口市	
廣瀬 雄	100,000 円	川口市	
和田 三男	100,000 円	川口市	
澁澤 成夫	100,000 円	川口市	

（2）支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費	376,125 円
(イ) 光熱水費	83,649 円
(ウ) 事務所費	736,792 円
合 計	1,196,566 円

報告年月日 平成 23 年 5 月 20 日

(平成 23 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	405,803 円
ア 前年繰越額	122,107 円
イ 本年收入額	283,696 円
(2) 支出総額	405,803 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄 附

(ア) 寄 附

a 個人からの寄附	283,696 円
-----------	-----------

合 計	283,696 円
-----	-----------

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附

(寄附者の氏名)	(金額)	(住所)
山崎 豊	283,696 円	川口市

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 人件費	129,200 円
---------	-----------

(イ) 光熱水費	32,961 円
----------	----------

(ウ) 事務所費	243,642 円
----------	-----------

合 計	405,803 円
-----	-----------

政治団体の名称 **緑友会**

資金管理団体の届出をした者の氏名 神木 洋寿

資金管理団体の届出に係る公職の種類 ふじみ野市議会議員

報告年月日 平成 23 年 1 月 6 日

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	150,000 円
ア 前年繰越額	150,000 円
イ 本年收入額	0 円

(2) 支出総額	0 円
----------	-----

報告年月日 平成 23 年 5 月 19 日

(平成 23 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	150,000 円
ア 前年繰越額	150,000 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 **アクセス 21**

資金管理団体の届出をした者の氏名 手塚 しげみ

資金管理団体の届出に係る公職の種類 坂戸市議会議員

報告年月日 平成 23 年 5 月 13 日

(平成 21 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

(平成 22 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

(平成 23 年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	0 円
(2) 支出総額	0 円

政治団体の名称 石井ただよし後援会

報告年月日 平成23年5月25日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	21,580円
ア 前年繰越額	21,580円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	21,580円
ア 前年繰越額	21,580円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	21,580円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	21,580円
合計	21,580円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 伊藤あきら後援会

報告年月日 平成23年5月20日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円

(2) 支出総額 0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 大沢まさし後援会

報告年月日 平成23年5月13日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 片野ひろたかサポーターズクラブ

報告年月日 平成23年5月17日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 5,000円

ア 前年繰越額 5,000円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 5,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 支出の内訳

ア 政治活動費

(ア) 寄附・交付金 5,000円

合計 5,000円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 川越政経フォーラム

資金管理団体の届出をした者の氏名 片野 広隆

資金管理団体の届出に係る公職の種類 川越市議会議員

報告年月日 平成23年5月17日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 32,000円

ア 前年繰越額 27,000円

イ 本年収入額 5,000円

(2) 支出総額 32,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

ア 寄附

(ア) 寄附

a 政治団体からの寄附 5,000円

合計 5,000円

[寄附の内訳]

ア 政治団体からの寄附

(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)

その他の寄附 5,000円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費

(ア) 備品・消耗品費 32,000円

合計 32,000円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0円

ア 前年繰越額 0円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 0円

政治団体の名称 ガンバレまっちゃん鈴木松蔵後援会

報告年月日 平成23年5月17日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額	1,712,056円
ア 前年繰越額	394,056円
イ 本年収入額	1,318,000円
(2) 支出総額	1,398,260円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	1,000,000円
イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 2.7 議会報告会参加費	120,000円
b 7.25 議会報告会参加費	81,000円
c 12.20 議会報告会参加費	117,000円
合計	1,318,000円
[寄附の内訳]	
ア 個人からの寄附	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
鈴木 松蔵 1,000,000円 久喜市	
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a その他の事業費	1,398,260円
合計	1,398,260円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	545,815円
ア 前年繰越額	313,796円
イ 本年収入額	232,019円
(2) 支出総額	545,815円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	123,019円

イ 機関紙誌の発行その他の事業による収入	
a 12.11 議会報告会参加費	109,000円
合計	232,019円
[寄附の内訳]	
ア 個人からの寄附	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
長谷川 美代子 123,019円 久喜市	
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 機関紙誌の発行その他の事業費	
a その他の事業費	545,815円
合計	545,815円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称	このよしとくを応援する会
報告年月日	平成23年5月10日
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 さくま孝光後援会

報告年月日 平成23年5月16日

(平成20年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 佐藤こういち後援会

報告年月日 平成23年5月2日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円

政治団体の名称 白土幸仁パートナーズ会

資金管理団体の届出をした者の氏名 白土 幸仁

資金管理団体の届出に係る公職の種類 埼玉県議会議員

報告年月日 平成23年5月6日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	122,500円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	122,500円
(2) 支出総額	122,500円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

 ア 寄附

 (ア) 寄附

a 個人からの寄附	122,500 円
合 計	122,500 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)	
白土 幸仁	82,500 円	春日部市	
その他の寄附	40,000 円		

(2) 支出の内訳

 ア 政治活動費

 (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費	120,500 円
(イ) 調査研究費	2,000 円
合 計	122,500 円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額	173,200 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	173,200 円
(2) 支 出 総 額	173,200 円

2 収入・支出の内訳

 (1) 収入の内訳

 ア 寄 附

 (ア) 寄 附

a 個人からの寄附	173,200 円
合 計	173,200 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)	
白土 幸仁	75,200 円	春日部市	
その他の寄附	98,000 円		

(2) 支出の内訳

 ア 政治活動費

 (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費	160,520 円
--------------	-----------

(イ) 調査研究費	12,680 円
-----------	----------

合 計	173,200 円
-----	-----------

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額	237,200 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	237,200 円
(2) 支 出 総 額	237,200 円

2 収入・支出の内訳

 (1) 収入の内訳

 ア 寄 附

 (ア) 寄 附

a 個人からの寄附	237,200 円
合 計	237,200 円

[寄附の内訳]

ア 個人からの寄附			
(寄附者の氏名)	(金 額)	(住 所)	
白土 幸仁	95,200 円	春日部市	
その他の寄附	142,000 円		

(2) 支出の内訳

 ア 政治活動費

 (ア) 機関紙誌の発行その他の事業費

a 機関紙誌の発行事業費	237,200 円
合 計	237,200 円

政治団体の名称 菅原文仁後援会

報告年月日 平成23年5月24日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額	79,600 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年收入額	79,600 円
(2) 支 出 総 額	79,600 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳		合 計	148,875 円
ア 寄 附		(平成23年分)	
(ア) 寄 附		1 収入・支出の総額	
a 個人からの寄附	79,600 円	(1) 収 入 総 額	0 円
合 計	79,600 円	ア 前年繰越額	0 円
[寄附の内訳]		イ 本年收入額	0 円
ア 個人からの寄附		(2) 支 出 総 額	0 円
(寄附者の氏名) (金 額) (住 所)		政治団体の名称	手塚しげみ後援会
菅原 文仁	66,600 円	戸田市	
その他の寄附	13,000 円	報告年月日	平成23年5月13日
(2) 支出の内訳		(平成21年分)	
ア 政治活動費		1 収入・支出の総額	
(ア) 調査研究費	79,600 円	(1) 収 入 総 額	316,000 円
合 計	79,600 円	ア 前年繰越額	316,000 円
(平成22年分)		イ 本年收入額	0 円
1 収入・支出の総額		(2) 支 出 総 額	0 円
(1) 収 入 総 額	148,875 円	(平成22年分)	
ア 前年繰越額	0 円	1 収入・支出の総額	
イ 本年收入額	148,875 円	(1) 収 入 総 額	316,000 円
(2) 支 出 総 額	148,875 円	ア 前年繰越額	316,000 円
2 収入・支出の内訳		イ 本年收入額	0 円
(1) 収入の内訳		(2) 支 出 総 額	0 円
ア 寄 附		(平成23年分)	
(ア) 寄 附		1 収入・支出の総額	
a 個人からの寄附	148,875 円	(1) 収 入 総 額	316,000 円
合 計	148,875 円	ア 前年繰越額	316,000 円
[寄附の内訳]		イ 本年收入額	0 円
ア 個人からの寄附		(2) 支 出 総 額	0 円
(寄附者の氏名) (金 額) (住 所)		政治団体の名称	富田俊和後援会
菅原 文仁	108,875 円	戸田市	
その他の寄附	40,000 円	報告年月日	平成23年5月19日
(2) 支出の内訳		(平成21年分)	
ア 政治活動費		1 収入・支出の総額	
(ア) 調査研究費	148,875 円	(1) 収 入 総 額	200,000 円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	200,000円
(2) 支出総額	69,300円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 寄附	
(ア) 寄附	
a 個人からの寄附	200,000円
合計	200,000円
[寄附の内訳]	
ア 個人からの寄附	
(寄附者の氏名) (金額) (住所)	
富田 俊和 200,000円 秩父市	
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	
(ア) 組織活動費	69,300円
合計	69,300円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	130,700円
ア 前年繰越額	130,700円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	130,700円
ア 前年繰越額	130,700円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称 野口あきら後援会	
報告年月日 平成23年5月12日	
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円

(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
政治団体の名称 広瀬伸一後援会	
報告年月日 平成23年5月25日	
(平成21年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成22年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支出総額	0円
(平成23年分)	
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0円

ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支 出 総 額	0円

政治団体の名称 無所属ネットワーク

報告年月日 平成23年5月10日

(平成21年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支 出 総 額	0円

(平成22年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支 出 総 額	0円

(平成23年分)

1 収入・支出の総額

(1) 収 入 総 額	0円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年収入額	0円
(2) 支 出 総 額	0円

告 示

埼玉県選管告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の届出があった。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤 彰	狭山市長	さやま新政策研究会	狭山市入間川3-30-9	平成23年5月20日
大橋 芳久	杉戸町議会議員	大橋よしひさ後援会	北葛飾郡杉戸町内田1-2-8	平成23年5月16日
片野 広隆	川越市議会議員	川越政経フォーラム	川越市霞ヶ関東1-16-18 紫野ハイツ 108	平成23年5月20日
佐久間 孝光	嵐山町議会議員	さくま孝光後援会	比企郡嵐山町菅谷143-4	平成23年5月16日
澁田 智秀	埼玉県議会議員	しぶた智秀と地方政治を見直す会	春日部市粕壁東3-19-18-105	平成23年5月2日
白土 幸仁	埼玉県議会議員	白土幸仁パートナーズ会	春日部市備後西2-7-44	平成23年5月6日
高橋 さゆり	小川町議会議員	高橋さゆり後援会	比企郡小川町腰越1355	平成23年5月9日
松岡 力雄	衆議院小選挙区選出議員	松岡力雄後援会	朝霞市田島2-14-1-106号	平成23年5月18日
宮崎 さよ子	越生町議会議員	宮崎さよ子後援会	入間郡越生町越生908	平成23年5月16日
宮島 サイ子	越生町議会議員	宮島さいこ後援会	入間郡越生町大満101-1	平成23年5月2日

告 示

埼玉県選管告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
小川 寿士	さいたま市議会議員	小川ひさしと歩む会	主たる事務所の所在地	さいたま市北区植竹町1-362 -4-301	さいたま市北区植竹町1-719 -9 ファインスカイ大宮102	平成23年5月9日
柿沼 貴志	行田市議会議員	柿沼たか志後援会	主たる事務所の所在地	行田市栄町16-44	行田市中央8-13	平成23年5月18日
中野 譲	衆議院小選挙区選出 議員	中野ジョーを育てる 会	主たる事務所の所在地	三郷市早稲田1-12-3 弥藤壱番館303号	三郷市三郷2-12-7 東ビル202	平成23年5月10日
丹羽 宝宏	さいたま市議会議員	丹羽宝宏後援会	主たる事務所の所在地	さいたま市南区大谷口583-18	さいたま市南区别所7-6-8 -1409	平成23年5月2日

告 示

埼玉県選管告示第八十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、
次の公職の候補者から資金管理団体の指定の取消しの届出があった。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

(平成23年5月1日～5月31日受理分。記載順序は五十音順。)

その他の政治団体

届出者の氏名(代表者の氏名)	公職の種類	資金管理団体の名称	指定取消年月日	届出年月日
池田 嘉明	川口市議会議員	南明会	平成23年5月25日	平成23年5月25日
片野 広隆	川越市議会議員	川越政経フォーラム	平成23年5月16日	平成23年5月17日
神木 洋寿	ふじみ野市議会議員	緑友会	平成23年5月10日	平成23年5月19日
久保田 厚子	埼玉県議会議員	久保田あつ子後援会	平成23年5月6日	平成23年5月6日
小林 司	参議院選挙区選出議員	チーム小林つかさ	平成23年5月20日	平成23年5月25日
澁田 智秀	埼玉県議会議員	かすかべ市民参加の「まち」づくりの会	平成23年4月30日	平成23年5月2日
白土 幸仁	埼玉県議会議員	白土幸仁パートナーズ会	平成23年4月24日	平成23年5月6日
田中 啓一	蕨市長	啓昌会	平成23年5月25日	平成23年5月30日
手塚 しげみ	坂戸市議会議員	アクセス21	平成23年5月12日	平成23年5月13日
藤倉 宗義	羽生市議会議員	ふじくら宗義後援会	平成23年5月6日	平成23年5月6日
丸木 清浩	埼玉県議会議員	埼玉西部政経研究会	平成23年4月30日	平成23年5月2日

告 示

埼玉県選管告示第九十号

埼玉県の区域において埼玉県知事選挙が行われることとなったため、平成二十三年七月一日から七月三十一日までの間、埼玉県の区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができない。

平成二十三年六月二十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲